

# そろいろ通信 10月

\*社内に笑顔を咲かせましょう\*

◆業務ご案内◆

- ・労務管理・年金等のご相談
- ・給与計算・年末調整
- ・就業規則・諸規程のご相談・作成
- ・人事・賃金制度に関するご提案
- ・労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- ・労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- ・月曜日～金曜日（祝祭日を除く）9時～18時



街なかや公園の木々が赤く色づいてきました。皆さまいかがお過ごしでしょうか？ 外に出るのが気持ち良いですね。

娘がハロウィンのお菓子を作るということで休みの日にかぼちゃのソフトクッキーと一緒に作りました。初めてのレシピでしたが、そこそこ美味しく、かわいい出来栄になりました。



## \*職場で役立つ心理学\* ～目標次第でやる気アップ～



「困難は分割せよ」とは、かの有名な哲学者デカルトの言葉です。大きな困難も、小さく分けて考えれば、乗り越える糸口が見つかるという意味です。これは「やる気」についても同じことがいえます。

目標達成に近づくほど、その目標の価値が高まり、やる気がわいてくることを「目標の欲求勾配仮説」といいます。大きな目標を設定してもゴールまでの道のりが遠いとモチベーションが維持しづらく、途中で挫折してしまうことがあります。目標を小さく分割すればゴールが近くなるため、それを達成しようとする気持ちも強くなります。例えば、売上 1 億という目標に対して、毎日 50 本電話をかける、などです。

実際にやり遂げて達成感を味わえば、さらに先に進むモチベーションがアップします。

## ★これで完璧！ 10月の事務



☆源泉徴収税額、特別徴収税額の納付（10月13日まで）☆  
9月分の所得税の源泉徴収税額、住民税の特別徴収税額を納付。

☆社会保険料、児童手当拠出金の納付（11月2日まで）☆  
9月分の社会保険料・児童手当拠出金を納付。

☆8月決算法人の確定申告と納税（10月中の決算応当日まで）☆  
8月決算法人の確定申告と納税、2月決算法人の中間（予定）申告と納税。



～いよいよマイナンバー通知カードの発送が始まりました～

「通知カード」の発送が10月23日、北海道、青森県、千葉県、新潟県、長野県、富山県、石川県、高知県、徳島県の9つの道と県で始まりました。「通知カード」は、簡易書留で届けられ、配達時に不在だった場合は、通常と異なる赤色の不在連絡票が投かんされ、7日間は再配達が可能です。その後は、3か月間保管している地元の市区町村に問い合わせる必要があります。

「通知カード」が届いたら、以下のことを確認しましょう。

- 1.世帯全員分が揃っているか
- 2.住所・氏名・生年月日・性別が正しく記載されているか

また、「通知カード」の発送が始まったことで、個人情報を読み出そうとする不審な電話や訪問等が増えることも懸念されます。警察庁によれば、マイナンバー制度に関連して、官公庁や企業を名乗って個人情報を聞き出そうとするなどの不審な電話やメールなどが、今月5日から19日までの15日間に、全国で37件に上っているとのこと。

電話や訪問でマイナンバーを聞かれるようなことはないため、注意が必要です。

## マイナンバー取り扱いに対して 社内の管理体制を整えましょう！

10月5日、「マイナンバー法」が施行されました。順次、通知カードも届く予定です。従業員の方には、まずはその通知カードをきちんと保管しておいていただくように周知しておいてください。住民票のある住所と実際に住んでいる場所が異なる方については、通知カードをきちんと受け取ってもらうようにしましょう。**前号に同封しました案内書をご利用ください！**

マイナンバーは、来年1月以降の行政手続きに必要なってきます。ですが、従業員の方からマイナンバーの提供を受ければ、保管の義務が会社として生じてきます。慌てて回収するのではなく、まず提供を受けた後、どのように保管をするのか、誰が管理をするのか等、社内の体制を整備することが先決です。収集までに会社が行わなければならないことをまとめてみました。

### ●取扱担当者を決める

マイナンバーを取り扱う担当者・責任者を誰にするか？ 取扱担当者とは誓約書を交わしておきます。

### ●社内教育をする

取扱担当者のみならず、全従業員に対して社内教育を行います。

### ●取扱および保管の方法を決める

雑然とした中でマイナンバーが取り扱われないよう、部屋を特定したり、取扱エリアを区切ったり（パーテーションなども可）することを検討します。また、保管するために、鍵付の書庫・キャビネットなども用意します。廃棄の方法も決めておきます。

### ●セキュリティ対策など

パソコンやシステムを利用する場合には、セキュリティ対策、アクセス制限などもしっかり施します。

### ●番号を収集する方法を決める

番号確認＋本人確認について、誰が対面で確認するのか？ 遠隔地の従業員については、どのように確認し収集するのか決めます。封筒など必要なものも用意します。

### ●利用目的の通知

マイナンバーを何に利用するのか通知します。

### ●取り扱いをマニュアルにする

これらの一連の取り扱いをマニュアル「取扱規程」にまとめます。

### ●収集するための書式やタイミングを決める

管理体制を整えばいよいよ収集ですが、「扶養控除等（異動）申告書」に記載してもらうのか、別のタイミングで別の書式を使用するのか決めます。

先にも申しました通り、今、途端に必要なになるわけではありませんので、慌てて収集するのではなく、十分に社内の管理体制を整えたいうえで、従業員の方から提供を受けましょう。

\*いきいきした会社づくりをお手伝いします\*

羽渕貴久子社会保険労務士事務所  
社会保険労務士 羽渕貴久子  
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815  
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554  
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp  
URL <http://ikiiki30.com/>

